

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

スポーツ振興特別委員会資料 1
平成 27 年(2015 年)11 月 20 日
議会事務局政策調査課

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
<p>目次・前文 省略</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第 2 条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 子ども(満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。)が<u>健全な心および身体</u>を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>第 3 条～第 6 条 省略</p> <p>(市町等との連携協力等)</p> <p>第 7 条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員との連携協力を図るものとする。</p>	<p>目次・前文 省略</p> <p>第 1 条 省略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第 2 条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として<u>行われなければならない</u>。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 子ども(満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。)が<u>健全な心身</u>を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>第 3 条～第 6 条 省略</p> <p>(市町等との連携協力等)</p> <p>第 7 条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員(スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条第 1 項の規定によるスポーツ推進委員をいう。)との連携協力を図るものとする。</p>

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
<p>2・3 省略</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">(県民参加の促進等)</p> <p>第11条 第1項 省略</p> <p>2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援<u>または</u>スポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 県は、地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）への活動の支援および参加の促進、<u>地域が行う学校における</u>スポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>2・3 省略</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">(県民参加の促進等)</p> <p>第11条 第1項 省略</p> <p>2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、<u>または</u>県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援<u>もしくは</u>スポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 県は、地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）への活動の支援および参加の促進、<u>地域が行う</u>スポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パプコメ時点)	修正後
<p>(県民の健康の保持増進等)</p> <p>第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上、<u>疾病の予防</u>、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る指導、スポーツを通じた健康づくりに関する適切な情報の提供その他健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(子どものスポーツ活動の推進)</p> <p>第13条 県は、子どもの心身の<u>健全な発達</u>および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の<u>健全な発達</u>および体力の向上に向けた取組の促進、指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(県民の<u>心身の健康</u>の保持増進等)</p> <p>第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上<u>ならびに疾病の予防</u>、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および<u>適切な休養の取得</u>に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた<u>心身の健康</u>づくりに関する適切な情報の提供その他<u>心身の健康</u>づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(子どものスポーツ活動の推進)</p> <p>第13条 県は、子どもの心身の<u>健康の保持増進</u>および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の<u>健康の保持増進</u>および体力の向上に向けた取組の促進、<u>スポーツに関する指導者の確保</u>および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 省略</p>

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
<p style="text-align: center;">(学校におけるスポーツ活動の推進)</p> <p>第14条 県は、子どもの心身の健全な発達および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第15条～第18条 省略</p> <p style="text-align: center;">(競技水準の向上)</p> <p>第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者に係る<u>スポーツの競技会への派遣および研修会の開催等</u>による計画的な育成その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p style="text-align: center;">(学校におけるスポーツ活動の推進)</p> <p>第14条 県は、<u>学校における</u>子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第15条～第18条 省略</p> <p style="text-align: center;">(競技水準の向上)</p> <p>第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者の<u>計画的な育成</u>その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 省略</p>

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
<p>4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の<u>保持</u>および安全の確保、指導者等の研修、<u>スポーツ施設の整備</u>、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 20 条以下 省略</p>	<p>4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の<u>保持増進</u>および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター (<u>スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。</u>) 等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 20 条以下 省略</p>